

令和6年度国民年金システム標準化ベンダー分科会
(第三回) 議事概要

日時：令和7年3月6日(木) 13:00~13:40

場所：オンライン開催

事務局設置会場：丸の内二重橋ビルディング 17階 (東京都千代田区丸の内3-2-3)

出席者(敬称略)

(構成員)

長友 悟	株式会社RKKCS 企画開発本部住基内部システム部 部長
浅野 伸也	株式会社TKC ユーザ・インターフェイス第一設計部 サブチーフ
荒川 剛	日本電気株式会社 住民情報システム開発統括部 主任
西澤 那智	株式会社電算 開発本部ソリューション1部 主幹
高見 幸司	富士通 Japan 株式会社 P&E事業本部 住民情報サービス事業部 マネージャ
黒田 隆史	株式会社日立システムズ 公共情報サービス第一事業部 公共パ ッケージ開発第二本部 パッケージ開発第五部第一グループ 主任技 師

(オブザーバー)

津田 直彦	デジタル庁 統括官付参事官付 参事官補佐
池端 桃子	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
福本 大輔	デジタル庁 統括官付 参事官付主査
中川 瑛	総務省 自治行政局住民制度課 デジタル基盤推進室 課長補佐
安藤 吾朗	日本年金機構 事業企画部 事業企画グループ長
地藤 学	日本年金機構 国民年金部 国民年金管理グループ長
帳山 昌一	日本年金機構 年金給付部 給付企画第1グループ長
飯野 一浩	厚生労働省 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
島添 悟亨	厚生労働省 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
濱村 明	厚生労働省 年金局事業管理課 課長補佐
平山 宏昌	厚生労働省 年金局事業管理課 国民年金適用収納専門官

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - (1) 令和7年度の取組方針及び討議事項
 - (2) その他
3. 閉会

【意見交換(概要)】

1. 開会

○本日はベンダー分科会であるため進行は事務局が務める。また、本日は研究会構成員のうち事業者の皆様に加えオブザーバーが出席対象となっている。(事務局)

○本日の資料は、議事次第、資料1及び参考1の3点である。参考1は、昨年11月に実施した意見照会においていただいたご意見をまとめたものである。資料の詳細についての説明は割愛させていただくため、各自ご確認いただきたい。(事務局)

2. 議事

(1) 令和7年度の取組方針及び討議事項

○目次1「今年7年度標準化研究会の取組方針(案)」についてご説明する。令和7年度の取組は、令和7年度に標準仕様書に反映する事項と、令和8年度以降に標準仕様書に反映する事項の大きく2つに分かれる。また、令和7年度に標準仕様書に反映する事項は、「法令・制度改正への対応」及び「誤記訂正等の正誤表による対応」の2つに分かれる。「法令・制度改正への対応」では、法令・制度改正の内容について標準仕様書への反映を行う。ただし、他の制度所管庁との協議が必要となる事項については原則、令和8年度以降に対応する。その他の要因による令和7年度の改定は原則行わず、討議のみ実施する形とさせていただく。「誤記訂正等の正誤表による対応」では、明らかな誤記の訂正、機能要件の考え方等の加除等の対応が必要となった場合において、正誤表にてそれらに対応する。令和8年度以降に標準仕様書に反映する事項については、「令和8年度以降の業務効率化に向けた討議」を実施させていただきたいと考えている。また、その他にも令和7年度中に検討が必要な事項があれば研究会等で提示し、討議させていただきたいと考えている。(事務局)

○スケジュールについて説明する。令和7年度の大きなマイルストーンの1つとして、10月末の標準仕様書改定がある。ただし、改定時期についてはデジタル庁と調整のうえ、変更となる可能性があるためご留意いただきたい。10月末の改定を軸として、研究会、ワーキングチーム及びベンダー分科会の開催を想定している。開催時期等に変更がある場合は、改めて周知させていただく。(事務局)

○続いて、目次2「令和7年度標準化研究会の討議事項(案)」について説明する。令和7年度標準化研究会の議題案を7つ記載させていただいた。議題案の取組内容としては、「法令・制度改正への対応」と「令和8年度以降の業務効率化に向けた事項」の2つがある。さらに、それぞれの議題案について「討議」か「報告」に分類している。「討議」に分類されている事項については、研究会等で議論を行い標準仕様書への反映、または、討議内容の整理を行う。「報告」に分類されている事項については、基本的には事務局及び関係機関で協議を実施し、結果について

研究会等にてご報告させていただく予定である。(事務局)

○議題案の詳細についてご説明する。「議題案 No 1. 育児期間保険料免除措置の創設に伴う標準仕様書の改定」は、国民年金法の一部改正による育児期間免除措置の創設に伴い、標準仕様書改定が必要となるため討議対象としている。施行時期が 2026 年(令和 8 年)10 月 1 日であるため、令和 7 年度に標準仕様書の改定を実施する予定である。(事務局)

○議題案 No. 1 の討議のポイントは 2 点あると考える。1 点目は育児期間保険料免除措置の創設に伴い生じる事務についてである。具体的には、新たに生じる具体的な業務内容は何か、その業務を遂行するために必要な業務フローは何か、また、必要となる機能等の要件は何か、といった一連の流れを議論し、標準仕様書に反映したいと考えている。2 点目は育児期間保険料免除措置の創設により産前産後保険料免除業務に与える影響についてである。具体的には、育児期間免除措置の創設により現行の産前産後保険料免除業務にどのような影響があるか、その影響を踏まえ改定が必要な業務フローは何か、また、改定の対象となる機能・帳票要件は何か、について議論させていただきたい。(事務局)

○業務フローの作成にあたっては、育児期間保険料免除に係る届出の様式について、産前産後免除該当届と一体化した帳票を新たに作成することを検討している。そのため、「産前・産後免除申請書受理・審査」の業務フローも考慮し、フローの追加等の対応を行う予定である。(事務局)

○帳票レイアウトについては、産前産後免除該当届と一体の様式として、新規帳票を作成することを検討したいと考えている。参考として、育児期間保険料免除措置に関する帳票案「国民年金産前産後免除該当届 育児免除該当届・終了届」を記載している。(事務局)

○「議題案 No 2. 被保険者・受給者情報管理機能の拡充(年金相談)」についてご説明する。本議題案の元のご要望は市町村からいただいたものである。具体的なご要望の内容は次の通りである。障害年金の相談があった際、厚生労働省ホームページに掲載されている「障害基礎年金相談シート」をベースに聞き取りを行い、その内容をシステムに入力し管理をしている。標準準拠システム移行後は、メモ機能を活用して相談内容管理することになるが、当該機能のみでは管理が難しいため、「障害基礎年金相談シート」に沿った管理項目を追加、または、メモ機能を拡充する等して標準化後の国民年金システム上で管理ができるようにしてほしいとの内容である。(事務局)

○議題 No. 2 の討議のポイントとして、まずは、障害年金等の各種年金相談について、現状の機能で管理が可能か、また、業務上で支障となる事項・課題は何かを明らかにしたいと考える。それらを踏まえたうえで、対応方針を検討したい。また、何かしらの対応が必要と判断された場合の業務フロー、機能要件の修正等の具体的な内容についても検討していきたいと考えている。(事務局)

○「議題案 No 3. 自治体情報システム標準化における日本年金機構とのシステム連携による効率化の実現に向けた検討」についてご説明する。まず、本議題案の検討の背景についてご説明する。現在、市町村と日本年金機構の間では、CD 等の電子媒体又は紙媒体による多数の情報交換が行われている。「自治体情報システム標準化」により、市町村側のシステム仕様が統一された段階で、ネットワーク連携による情報交換の効率化と、これに基づく業務の効率化を諮りたいと考えている。検討の範囲としては、全ての市町村と日本年金機構の間のネットワーク連携について

は、本研究会検討事項の対象外とする。また、現在行われている特別徴収に係る情報交換は、別途の検討が行っているところであり、本研究会検討事項の対象外とする。検討事項としては、単に、現状の情報交換事項をネットワーク連携により効率化するだけにとどまらず、①市町村と日本年金機構の間の情報交換事項に過不足等改善事項がないか、②市町村間で行った方が良い情報交換事項はないか等の現在の事務処理基準に留まらない検討を実施したいと考えている。(事務局)

○「議題案 No 4. 出入国在留管理庁とのデータ連携の実現（国籍変更報告等）に向けた検討」についてご説明する。年金事業運営においても在留外国人の対応は重要課題となっており、昨年末の第 76 回社会保障審議会年金事業管理部会においても議論があった。年金局としては、在留外国人の方々に対して、適切な時期に年金制度の周知広報を行い、年金制度に対するご理解のもと、適用や保険料納付を行っていただくことが重要と考えている。このため、これまで出入国在留管理庁と連携し、空港における周知広報や外国人向けリーフレットを活用した年金制度説明を実施している。今後は、就労を目的として入国される外国人に対する研修の機会を利用した年金制度説明などを行うこととしている。また、更なる取組として、出入国在留管理庁との国籍情報等の連携も検討の対象になるものと考えている。出入国在留管理庁との今後の協議・検討状況については、適宜ご報告させていただく。(事務局)

○「議題案 No 5. 標準化後の 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族数の確認方法」についてご説明する。本議題案の元のご要望は市町村からいただいたものである。具体的なご要望は、税システムでは「16 歳以上 19 歳未満の扶養親族数」の数値をカスタムで保持していたが、標準化により保持しなくなる予定であり、国民年金の免除試算に大きな影響があることから、標準化後の税務システムへの実装が必要との内容である。(事務局)

○現行の税務システムでは、一部自治体の税務システムにおいて、「16 歳以上 19 歳未満扶養親族数」の情報を管理・保持していると認識している。一方で、標準化後の税務システムについては、標準仕様書に「16 歳以上 19 歳未満の扶養親族数」の情報を管理項目として定義していない状況と認識している。税務システムの状況を踏まえた検討方針は、①構成員である市町村の皆様の本議題に係る実務運用を確認する、②確認した実務運用を踏まえ後述の 2 点の検討・調整を行う、である。1 点目は国民年金システムに必要な機能要件の検討である。2 点目は税務システムの標準仕様書を所管する総務省への確認・調整である。(事務局)

○議題案 No. 4 及び No. 5 については、「報告」事項であるため事務局で整理を行う。ある程度整理ができた段階で研究会等にてご報告させていただき、ご意見等をいただきたいと考えている。(事務局)

○「議題案 No 6. 書かない窓口の実現に向けた検討」についてご説明する。検討の背景としては、総務省から示された方針等に基づき、自治体窓口業務等における「書かない窓口」を各自治体において検討し、随時実施していると認識している。また、国民年金業務においても、届書等を紙媒体ではなく電子的な方策により受理すべきと考えており、年金局及び日本年金機構ではマイナポータルとねんきんネットの連携による利便性のある電子申請環境の構築とその利用推進に取り組んでいる。今後、電子申請の進展に伴い来所する方が将来的に減ることにより、窓口のコンパクト化が想定される。一方で、電子申請の利用ができない手続きやデジタルに不慣れなため

来所される方等への対応は窓口で行われることになる。「書かない窓口」の検討は、住民サービスの向上と市町村事務の効率化の実現を目的として進めたいと考えている。検討の範囲としては、自治体で検討・実施されている「書かない窓口」対策を踏まえ、国民年金業務システムとして具備すべき機能やシステム仕様等の検討を実施したいと考えている。（事務局）

○「議題案 No.7. 交付金事務の業務改善等に係る検討」についてご説明する。検討の背景としては、交付金（国民年金及び年金生活者支援給付金）に係る事務は通年・定例で発生しており、その対応にご負担をおかけしている。特に年末から年度末にかけて多大なご負担をおかけしている状況にあり、何らかの業務改善ができないか年金局でも検討を行っている。交付要綱の改正は、国民年金等の事務の実態調査を踏まえて行うべきものであるが、現在の要綱の範囲内において、または、現在の要綱外であっても実態調査を踏まえる必要のない軽微な修正等について検討が行える事項がないか、ご意見等をいただきたい。検討の範囲としては、全ての市町村、地方厚生局及び年金局の間のネットワーク連携については、本研究会検討事項の対象外とする。ただし、何らかの方策によりネットワーク連携ができるという前提で、改善できる事項がないかご知見等をいただきたいと考えている。なお、全ての市町村と日本年金機構の間のネットワーク連携が可能となる、という前提とさせていただきたい。（事務局）

○議題案 No. 6 及び No. 7 については、標準仕様書に定めていない事項であるが、令和7年度は国民年金システム標準化の検討に並行してこれらの議題の検討も進めていきたいと考えている。議題案 No. 6 については、「書かない窓口」の実現によって、利用者の届出作成時間の短縮や、市町村の窓口業務の改善及び標準化による負担軽減に繋げていきたいと考えている。議題案 No. 7 については、通常の国民年金事務の他に交付金に係る事務を依頼しており、ご負担をおかけしているため、事務の簡素化に繋がるような検討をしていきたいと考えている。（事務局）

○目次1「今年7年度標準化研究会の取組方針（案）」についてご質問等あれば伺いたい。（事務局）

○特になし。（構成員）

○続いて、目次2「令和7年度標準化研究会の討議事項（案）」についてご質問等あれば伺いたい。本会議は、議題案の報告が目的であり、具体的な議論は令和7年度に実施する予定である旨をご理解いただきたい。また、議題の多くについては、事務局で検討を進める課題であり、事務局で検討・整理したうえで、結果をベンダー分科会等で提示し、ご知見をお借りしたいと考えている。（事務局）

○「議題案 No.1. 育児期間保険料免除措置の創設に伴う標準仕様書の改定」についてご質問等あれば伺いたい。（事務局）

○育児期間保険料免除措置の創設に伴い新規で帳票を作成する方針とのことだが、産前産後保険料免除についても新規帳票にて申請ができると理解した。現在、産前産後保険料免除の申請に使用されている国民年金被保険者関係届書については、産前産後保険料免除の内容が削除される理解でよいか。また、既存帳票に育児期間保険料免除措置の内容を組み込むことができないため新規帳票を作成する方針であり、産前産後保険料免除についても併せて新規帳票に取り込む方針となった理解でよいか。（構成員）

○国民年金被保険者関係届書については、様式を変更しない方針で検討している。産前産後保険

料免除は、産前及び産後においても申請ができるが、産前のみ申請するケースを想定し、既存帳票の様式変更は行わないほうがよいと考えている。また、育児期間保険料免除の申請をする際に産前産後保険料免除が未申請であるケースが想定されるため、利用者の利便性を考慮し、産前産後免除該当届と一体化した帳票を作成することを検討している。現在、年金局と日本年金機構で業務フローを検討しているところであり、今後方針が変わる可能性はあるが、現在の方針として記載させていただいた。（オブザーバー）

○産前産後保険料免除については、既存帳票及び新規帳票のどちらでも申請を可能とする方針で検討している理解でよいか。（構成員）

○ご認識のとおりである。（オブザーバー）

○年金制度改正の施行時期が令和8年10月であるため、議題案 No. 1に係る標準仕様書の改定は、デジタル庁の方針に則りその1年前までの令和7年10月に実施することとしている。そのため、年金制度改正における業務フロー等の実務検討が進行中の段階で、標準仕様書の改定も進めることとなる。スケジュール的には厳しいものの、関係省庁との協議を前倒しで進める等して、令和7年10月に標準仕様書改定を間に合わせたいと考えている。意見照会についても、短期間での実施となることが想定されるが、事業者の皆様のご知見をお借りし、ご協力いただきたい。（オブザーバー）

○その他ご質問等あるか。（事務局）

○事業者の皆様にご協力をお願いしたい事項が2点ある。1点目、議題案 No. 7の「交付金事務」は、現在自治体に大きなご負担をおかけしている業務であり、業務改善を国民年金システム標準化の中で諮っていきたいと考えている。ただし、どのような形で実現するかは見通しが立っておらず、検討を進める中で事業者の皆様には、システムで保有できる情報等をご教示いただきたいと考えている。「報告」事項としているものの、事業者の皆様のご知見をお借りしながら進めさせていただきたい。2点目、議題案 No. 6の「書かない窓口」の実現に向けた検討にあたっては、他業務の取組状況を参考にしつつ検討を進めたいと考えており、令和7年度中に結論を出すことは難しい可能性もあるが、今後も事業者の皆様のご知見をお借りしたいと考えている。（オブザーバー）

○「議題案 No 2. 被保険者・受給者情報管理機能の拡充（年金相談）」についてご質問等あれば伺いたい。（事務局）

○特になし。（構成員）

○「議題案 No 3. 自治体情報システム標準化における日本年金機構とのシステム連携による効率化の実現に向けた検討」についてご質問等あれば伺いたい。（事務局）

○特になし。（構成員）

○「議題案 No 4. 出入国在留管理庁とのデータ連携の実現（国籍変更報告等）に向けた検討」についてご質問等あれば伺いたい。（事務局）

○特になし。（構成員）

○「議題案 No 5. 標準化後の16歳以上19歳未満の扶養親族数の確認方法」についてご質問等あれば伺いたい。（事務局）

○特になし。（構成員）

○「議題案 No 6. 書かない窓口の実現に向けた検討」についてご質問等あれば伺いたい。(事務局)

○特になし。(構成員)

○「議題案 No 7. 交付金事務の業務改善等に係る検討」についてご質問等あれば伺いたい。(事務局)

○特になし。(構成員)

3. 閉会

○数点ご案内させていただく。本日のご議論等を踏まえて資料の更新を行うものは、改めてご提示させていただく。2点目、議事概要に関しては後日連携させていただく。3点目、検討事項のとりまとめに際しても、構成員の方々へお問い合わせさせていただくことが有り得るが引き続きご協力いただきたい。(事務局)

○1年間、国民年金システム標準化の取組にご協力いただき御礼申し上げます。本取組について、令和7年度も引き続きご協力のほどよろしくお願い申し上げます。厚生労働省年金局から令和7年度の開催等について案内があるか。(事務局)

○1年間、または、数年にわたり国民年金システム標準化の取組にご協力いただき御礼申し上げます。令和6年度の取組は完了したが、令和7年度においては標準仕様書の改定や、年金制度改正への対応を進めていく必要があり、事業者の皆様にも引き続きご協力いただきながら進めていきたいと考えている。構成員としてだけでなく、日頃から国民年金システム標準化の取組にご協力いただいている皆様との関係を長く続けていきたい。また、引き続き来年度も構成員としてご協力いただきたいと考えており、正式な依頼は別途事務局からさせていただく予定である。来年度は遅くとも6月上旬にワーキングチーム及びベンダー分科会を開催したいと考えており、限られた期間で確認作業をお願いすることとなるが、ご協力を賜りたい。(オブザーバー)

以上